

佐賀県農業委員会交付金の交付の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月22日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第36号

佐賀県農業委員会交付金の交付の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県農業委員会交付金の交付の基準に関する規則（昭和60年佐賀県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第2条第3項の規定による市町村への交付金の交付の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 当該予算総額の2割は、各市町の区域内における農地等についての農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項本文に掲げる権利の設定又は移転の状況及び当該区域内における農地の転用（農地を農地以外のものにするをいう。）の状況、<u>農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第3項第1号に掲げる利用権の設定等の状況その他の農業委員会の運営に関する特別の事情</u>に応じて各市町に配分する。</p>	<p>農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第2条第3項の規定により定める市町村への交付金の交付の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 当該予算総額の2割は、各市町の区域内における農地等についての農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項本文に掲げる権利の設定又は移転の状況、<u>当該区域内における農地の転用（農地を農地以外のものにするをいう。）の状況等の農業委員会の運営に関する特別の事情</u>に応じて各市町に配分する。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。